

目標設定（バイオマスのエネルギー利用目標）

- ✓ 次期バイオマス活用推進基本計画において、エネルギー基本計画の改定の進捗を見極めつつ、食品廃棄物に関しては、メタン化などのエネルギー利用等を進め、年限を定めて適正処理（単なる焼却（発電なし）・埋立て）をなくすための取組を進めるべき。

（背景：目標の意欲水準は別としても、焼却・埋立ての削減目標を明示すれば、メタン化等のエネルギー利用も促進されるのではないかと。）

食品リサイクル法の見直し①（エネルギー利用の位置づけの明確化、対象業種の拡大）

- ✓ 食品廃棄物の処理方法ごとのLCAの再調査を実施し、その結果等を踏まえて、脱炭素に向けた食品廃棄物のメタン化等によるエネルギー利用推進の政策的な位置づけを次期バイオマス活用推進基本計画等にて明確化すべき。

（背景：飼料化や肥料化は、食料自給率向上等の観点から、その重要性は論を待たないが、同時に、2050年カーボンニュートラルの実現の観点、特にメタン化についても、その政策的な位置づけを明確化すべき。）

- ✓ 食品関連事業者と同等の取組を求めることまでせずとも、食品廃棄物を排出する全ての主体を食品リサイクル法の対象として、リサイクルを働きかけるよう検討するとともに、食品関連事業者4業種以外の排出者から発生する食品廃棄物の収集運搬に対しても収集運搬の特例制度（の対象となるような制度変更（政令改正）を令和3年度内できるだけ早期に実施する。とりわけ「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」を対象とするような措置を速やかに講ずるべき。

（背景：
・ 学校等であっても、個別実態上、再生利用等の取組が可能でその意向等がある場合には、食品リサイクル法上の「食品関連事業者」に位置付けてよいのではないかと。
・ すべての主体に再生利用を働きかけるべき。）

食品リサイクル法の見直し②（2つの特例制度の適正化）

- ✓ 登録再生利用事業者制度において、事業開始後1年以上の実績が認定の条件となっているが、事業開始と同時に認定が受けられるような制度変更を実施するとともに、同特例制度の中で実態として必要となっている自治体間協議の簡素化を令和3年度内できるだけ早期に図るべき。

背景： 再生利用事業の開始時に特例が活用できないため、自治体から許可取得が困難な場合、食品廃棄物を広域的に収荷することができず、事業の安定化まで期間を要する。このため、事業の開始時に特例を受けられるように制度を見直すべき。

- ✓ 再生利用事業計画認定制度上の再生利用に係る製品（特定肥飼料等）の対象に、メタン発酵を経て得られるエネルギーも含まれるよう制度変更を行うなど、エネルギー利用によるリサイクル・ループの認定が可能となるような措置を令和3年度内できるだけ早期に講じるべき。

背景： バイオガス発電を促進する観点から、メタンから得られる熱・電気エネルギーを利用して農畜水産物を生産する場合も、食品リサイクル法上のリサイクル・ループに位置付けてよいのではないか。

「進捗表：バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方」（令和3年9月21日 再エネ等規制等総点検タスクフォース事務局）（抜粋）に、カッコ内を農林水産省が加筆。